平成２７年（再イ）第１５７号
福岡市南区清水３丁目24番36―403号
再生債務者　中野　勝広
1　決議に付する再生計画案　平成27年９月３日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年10月８日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年10月８日まで
平成27年９月17日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（再イ）第２８号
兵庫県姫路市書写1070番地１　書写東住宅２棟2205号
再生債務者　永田　陽一
1　決議に付する再生計画案　平成27年９月16日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年10月９日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年10月16日まで
平成27年９月18日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（再イ）第２９号
兵庫県加古川市加古川町粟津789番地の９
再生債務者　小林　秀子
1　決議に付する再生計画案　平成27年９月12日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年10月９日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年10月16日まで
平成27年９月18日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（再イ）第１１５号
福岡市西区周船寺３丁目26番２―1201号
再生債務者　貝田　末廣
1　決議に付する再生計画案　平成27年８月18日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年10月９日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年10月９日まで
平成27年９月18日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（再イ）第２５号
三重県三重郡菰野町大字杉谷2543番地
再生債務者　市川　和彦
1　決議に付する再生計画案　平成27年９月16日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年10月15日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年10月15日まで
平成27年９月24日　津地方裁判所四日市支部

平成２７年（再イ）第１５号
山口県下関市古屋町２丁目12番１号　レオパレス古屋町　101号
再生債務者　亥川　毅
1　決議に付する再生計画案　平成27年８月31日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年10月15日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年10月15日まで
平成27年９月24日
山口地方裁判所下関支部再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成１７年（再イ）第１９号
群馬県甘楽郡甘楽町大字天引2072番地20
再生債務者　堀口　秀和
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成18年１月13日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成27年９月18日　前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（再イ）第１９６号
福岡県春日市昇町７丁目56番地402号
再生債務者　河崎　幸代
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成21年８月19日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成27年９月17日
福岡地方裁判所第４民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第７号
兵庫県三木市吉川町みなぎ台２丁目32番地の14
再生債務者　西山　由彦
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年10月15日まで
4　一般異議申述期間　平成27年10月22日から平成27年11月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２７年（再ロ）第２号
岩手県奥州市水沢区字水山241―１　ディアス水山Ｅ103号
再生債務者　寺島　淳
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年10月22日まで
4　一般異議申述期間　平成27年11月５日から平成27年11月19日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第２７号
大阪府寝屋川市三井が丘４丁目12番２―302号
再生債務者　柏木　雅之
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年９月18日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年10月16日まで
平成27年９月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再ロ）第３号
秋田県大仙市大曲西根字杉矢崎89番地
再生債務者　加賀　正益
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年７月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年10月22日まで
平成27年９月24日　秋田地方裁判所大曲支部

平成２７年（再ロ）第３号
鹿児島県日置市日吉町日置1230番地
再生債務者　野元　勝幸
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年９月９日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年10月22日まで
平成27年９月24日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

地震保険基準料率算定公告

平成27年10月２日　損害保険料率算出機構

本機構は、地震保険基準料率の変更について、平成27年９月30日付で金融庁長官に届出を行いましたので、損害保険料率算出団体に関する法律第９条の３第２項および損害保険料率算出団体に関する内閣府令第８条の規定により、次のとおり公告いたします。

1．金融庁長官に届出をした基準料率　下記のとおり
2．基準料率の届出をした年月日　平成27年９月30日
3．基準料率表および基準料率の算出の基礎資料を閲覧に供する場所
損害保険料率算出機構　東京都新宿区西新宿３―７―１　新宿パークタワー　28・29階
4．基準料率表の交付の請求を受ける場所　同上
5．公告に関する問い合わせ先　損害保険料率算出機構　総務企画部広報グループ　電話（03）6758―1300

記

平成25年３月26日付で金融庁長官に届出を行った地震保険基準料率の一部を次のとおり改める。

第３地震保険契約の基準料率４基本料率および割引率⑴基本料率の規定を次のとおり改める。

「⑴　基本料率(注１)

イ　下記ロ以外の地震保険契約

構造区分／都道府県	イ構造	(注２)ロ構造
北海道	0.81	1.53
青森県	0.81	1.53

構造区分／都道府県	イ構造	(注２)ロ構造
滋賀県	0.68	1.14
京都府	0.81	1.53